

群馬県前橋市・桐生市での豚熱発生状況を踏まえた提言

令和3年12月7日

牛豚等疾病小委員会・拡大豚熱疫学調査チーム

1. 農場周囲の消毒等（養豚農家向け対策）

一定地域内で発生が見られた群馬県の4事例では、地域内に野生いのししの生息、豚熱の複数個体の感染が確認されており、感染性ウイルスが存続していると考えられた。また、疫学調査チーム現地調査では、農場柵の周辺で獣道やいのししと思われる掘り返し跡が確認された他、農場内に山間部から流れる小川が存在し、大雨により堆積物が農場内にたまった事例も確認されており、農場近傍の環境に豚熱ウイルスが存在していたことが想定される。また、感染いのししの確認地点だけでなくいのししの生息域全体に感染いのししが存在する可能性があることに注意することが必要である。

このため、野生いのししで陽性が確認され、農場近傍までのいのししの接近が想定される地域においては、感染いのししのウイルスが農場に侵入するリスクが高く、飼養豚への感染が起りやすいことを再認識し、①農場周囲の餌場となりやすい場所や雑木林及び河川などいのししが隠れる場所の伐採・整理整頓、②柵外側の定期的な消毒等により農場周囲にいのしし・ウイルスを近づけない取り組み、③農場内へのウイルス侵入を想定した衛生管理区域内の定期的な消毒の徹底が重要である。また、農場外の措置については生産者だけでは実施が困難であることから、野生いのししの捕獲等やサーベイランスを含めて地域一体となった対応が求められる。

2. 離乳舎における衛生管理（令和3年7月7日提言（3））（養豚農家向け対策）

(1) 発生は主に離乳舎のワクチン接種前後の豚で確認された。殺処分前検査の結果、早期にワクチンを接種した離乳豚群でも感染が確認されており、ワクチンのみで感染を防ぐことが困難である。このため、免疫を獲得していない豚群では特に感染がおこりやすいことを念頭に置いて、豚舎に出入りする際にウイルスを持ち込まない衛生対策（飼養衛生管理基準項目25、26、28）が重要である。

具体的には、

① 畜舎内用の長靴への履き替え

畜舎外で使用した靴がウイルスで汚染している可能性があることを念頭に、必ず長靴の履き替えを行い、長靴を脱ぐ場所と履く場所の間をスノコなどで区切ることで交差汚染を防ぐ。履き替え場所を腰掛程度の高さがある台で区切ると、履き替えをせずに立ち入ることが物理的に困難となることから、より効果的に履き替えを促すことができる。また、長靴は使用後に洗浄し有機物を除去した上で消毒することで常に清潔にしておくことが重要。

② 畜舎内用衣服への更衣

畜舎外で使用した衣服はウイルスで汚染している可能性があることを念頭に、畜舎

への立入り時は畜舎内に備えた清潔な畜舎内用衣服に更衣する。畜舎内用の衣服は使用後に洗淨・消毒しておくことが重要。

③ 畜舎立入り時の手指消毒

手指は様々な箇所に触れることから、ウイルスに汚染している可能性があることを念頭に畜舎立入り時に手指を消毒する。その際は手洗い消毒が望ましいが、消毒スプレー等の場合には手指が接触した箇所にもウイルスが付着する可能性があることから、手指だけでなく接触した箇所も併せて消毒することを心掛ける。なお、畜舎内用の手袋を使用する場合は、軍手ではなくゴム手袋等の非浸透性で消毒効果が発揮できる素材であることが重要。手袋については使い捨てか、使用後に洗淨・消毒することで常に清潔にしておくことが重要。

④ 畜舎に持ち込む資材の消毒

一輪車や飼料運搬用手押し車など、外部から持ち込まざるを得ない器具・機材については、キレイなものを持ち込むという理念を常にもち、地面に触れたタイヤ回りだけでなく、全体を消毒した上で持ち込むことが重要である。特に持ち手など、手指が触れる箇所は入念に消毒する。

なお、これらの措置は畜舎に出入りするすべての作業者が出入りごとに確実に実施することが必要である。このため、畜舎立入時の措置をマニュアル等で規定し、畜舎に立ち入る可能性のある全ての者が確実に実行するように周知するとともに、一つ一つの手順が実施されたことを確認できるよう畜舎立入記録簿を設置することも有効と思われる。

(2) 発生畜舎内でネズミと思われるふん便や、ネズミ等の小動物が侵入可能と思われる隙間がある事例が確認されたことから、ネズミ等の侵入防止のため、壁や天井の点検及び修繕（項目 29）を飼養衛生管理者が主体となり徹底する必要がある。特に、扉や換気口など隙間が生じやすい箇所を日常的に確認するとともに、ネズミの糞、歩行跡、断熱材の齧り跡の有無を点検することが重要である。なお、殺鼠剤やネズミ捕りマットの設置等の生産者自らの措置では改善されない場合は、駆除業者など外部の専門家に依頼することも有効と思われる。

3. 消毒液濃度及び交換頻度（提言（4）（養豚農家向け対策））

疫学調査ではいずれの事例でも消毒の実施が確認されたが、消毒の効果を最大限発揮するため、消毒に際しては冬季の低い気温や有機物の存在を前提に適切な濃度の消毒薬を使用するとともに、踏込消毒槽など希釈後一定期間蔵置する消毒液は、汚れがなくとも少なくとも1日に1回は交換することが必要である。加えて、外部から持ち込む一輪車などの物品についてはタイヤ回りなど地面と接する部分だけでなく、全体を消毒することが重要である。

4. 知事認定獣医師の教育（獣医師、都道府県向け対策）

群馬県の4事例についてはいずれも知事認定獣医師を活用していたが、認定獣医師は定期的に農場に立入り、日常の衛生管理を間近で確認できることから、ワクチン接種のみならず衛生管理の指導を担えるよう家畜保健衛生所との連携体制を構築することも有効である。

5. 山林等に入った際の注意事項（山林に立ち入った方向け対策）

野生いのししで感染が確認された地域においては、いのししが生息している山林等の土などにウイルスが存在している可能性がある。このため登山や狩猟などで山林に立ち入った方は、山林からウイルスを持ちかえないため靴や衣服に付着した土を山で落とし、帰宅後、靴・衣服の洗浄を行うとともに、1週間程度は家畜がいる施設に近寄らないよう注意喚起が必要である。

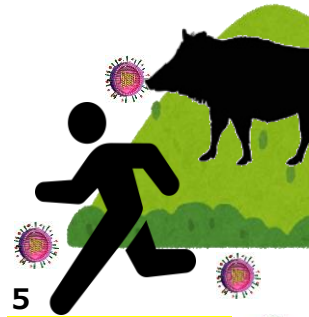
また、いのししにおける豚熱・アフリカ豚熱のサーベイランスを強化するため、いのししの死体を見つけた場合は管轄の自治体への連絡を強化する必要がある。

6. その他

上記1～5の衛生対策を徹底していくとともに、今後、疫学調査で得られたウイルスの遺伝子解析や、殺処分時に実施した免疫付与状況検査の結果等の精査を進め、防疫対策に活用していくことが重要である。

豚熱感染のしし生息エリアの養豚場における衛生対策のポイント

1. 農場周囲の消毒等
 - ① 農場周囲の餌場となりやすい場所や雑木林などのししが隠れる場所の伐採・整理整頓
 - ② 柵外側の定期的な消毒等により農場にいのしし・ウイルスを近づけない
 - ③ 農場内へのウイルス侵入を想定した衛生管理区域内の定期的な消毒
2. 離乳舎における衛生管理
 - (1) 畜舎内用の①長靴の履き替え②衣服の更衣、③畜舎立入り時の手指消毒、④畜舎に持ち込む資材の消毒
 - (2) 畜舎ネズミ等の侵入防止のため、壁や天井の点検及び修繕
有機物の存在を前提にした適切な濃度の消毒薬、踏込消毒槽は1日1回は交換
3. 消毒液濃度及び交換頻度
4. 知事認定獣医師の教育
ワクチン接種のみならず衛生管理の指導を担えるよう家畜保健衛生所との連携体制を構築
5. 山林等に入った際の注意
山林からウイルスを持ち帰らないため靴・衣服の土を山で落とし、帰宅後直ちに洗浄



5 土を持ち込まない

2-(1)



①②専用靴・衣服の使用、③手指消毒

2-(1)④



離乳豚や餌の運搬時には事前に運搬用具全体と手指を消毒(畜舎出入口でタイヤ周り再消毒)

1-③



区域内の定期消毒

1-①

伐採・整理整頓

1-②

柵外側の定期消毒

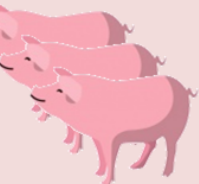
2-(2)



壁や天井の点検・修繕



3 1日1回交換



離乳舎



4 衛生管理指導

衛生管理区域

